

獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会報告書

平成 24 年 7 月 26 日

獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会

(1) 経緯

平成 23 年 1 月末に、獨協医科大学に対して、同大学に所属し、厚生労働科学研究費の交付を受けている研究者の研究活動に不正行為があるとの告発があった。

研究活動の不正行為に対しては、厚生労働省では、「研究活動の不正行為への対応に関する指針について（平成 19 年 4 月 19 日科発第 0419003 号・医政病発第 0419001 号厚生科学課長・国立病院課長決定。以下「指針」という。）」により対応することとされていることから、本件についてはこれを踏まえた対応を行った。

獨協医科大学においては、獨協医科大学・研究者の不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、獨協医科大学における研究者の不正行為に係る調査報告書（以下「報告書」という。）を平成 24 年 1 月 28 日に厚生労働省に提出した。

厚生労働省においては、研究者に対して厚生労働科学研究費補助金を交付していたことを確認したことから、厚生科学審議会に本件の対応について諮問を行った。厚生科学審議会は、これを受けて競争的資金等に関する措置を検討する委員会として科学技術部会の下に獨協医科大学研究者の不正行為に係る対応検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

(2) 獨協医科大学から提出された報告書について

本委員会は、指針の趣旨を踏まえ、報告書及び獨協医科大学副学長からの聴取等により対応の検討を行った。

科学論文においてデータを改ざんすることは、学術のコミュニティーに対する社会的信頼を失墜させる深刻な事態であると認識しており、本件は学術の進展に少なからず影響を与えるものとする。

また、獨協医科大学の研究者が本件に係る論文について雑誌社に取り下げを依頼し、又は雑誌社において撤回されたにもかかわらず、獨協医科大学が調査委員会において「論文の結論を左右するものではない」、「論文の結論に影響を与えるような操作を行っていない」などと記載したことについては、科学に対する基本的な姿勢として誤ったものと言わざるを得ない。

したがって、報告書に記載されている以下の点については本委員会としては、研究機関として獨協医科大学の科学に対する基本的な姿勢を遺憾とするものであり、検討にあたって、下記の論文に対する評価は参酌していないことを特記しておきたい。

- ◆ 「(改ざん) ①から③のいずれにおいても、学術誌において査読後に受理されるまでの期間を短縮して論文数を増やしたいために、不正行為であることを認識しながら行われていたことが確認されたため、「改ざん①～③」と判定した。調査の結果、これらの改ざんにより論文の結論に本質的な影響はない。また、医学及び当該学術誌への信頼を損なう行為

ではあるが、論文の結論を左右するものではないことから、学術の進展に大きな影響を与えているものでもない。」

- ◆ 「(調査)委員会としては、論文の結論に影響を与えるような操作を行っているものではなく、むしろ真正の結果に類似する、より鮮明なデータを代用したものであり、オリジナル画像を発見できなかったものについても不適切な使用が行われたということは確認されなかったことから、研究活動自体は適切に行っていたものと判断した。」

(3) 獨協医科大学研究者に対する対応

(2)を踏まえた上で、本委員会は、不正行為に関与した者は獨協医科大学内科学(内分泌代謝)元教授1名(以下「処分対象者」という。)であると認定した報告書の記載を認め(注)、この処分対象者に対しては、平成16年度から平成18年度にかけて、主任研究者及び分担研究者として、合計11,883,000円の厚生労働科学研究費補助金が交付されていることを確認した。

(注)報告書及び獨協医科大学副学長からの聴取からは、処分対象者以外の論文の共同執筆者の関与は明らかでなかったため、検討の対象とはしていない。

また、不正行為のあった論文のうちこれらの補助金に関係するのは4論文であるとする報告書記載の事実を確認した。

この厚生労働科学研究費補助金にかかる措置については、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生労働省告示第130号。以下「取扱規程」という。)に基づき、及び指針の趣旨を踏まえて検討した結果、以下の結論を得た。

1. 指針の趣旨を踏まえると、本来であれば平成24年度から平成28年度までの5年間、対象者からの申請を制限する処分を行うべき事案である。
2. しかしながら、本件は平成18年度以前に交付された補助金であるため、取扱規程の交付申請制限に係る規定の適用が無い。このため、上記の期間内に処分対象者が申請した場合の採否の検討については、この検討結果を斟酌した上で慎重に対応すべきである。
3. 従って、厚生労働省は、本件の対応について次の通りとすべきである。
 - ①補助金の返還は求めない。
 - ②厚生労働省は平成24年度から平成28年度までの5年間、処分対象者からの申請については慎重に対応する。
4. なお、厚生労働省は、処分対象者に対し、本委員会の検討結果について通知すべきである。